

# 那須烏山市道路反射鏡設置及び管理規程

令和4年1月12日  
那須烏山市規程第20号

## (趣旨)

第1条 この規程は、市内における交通事故の防止を目的として設置する道路反射鏡の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 車両 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両をいう。
- (2) 道路反射鏡 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第34条の3第4号に規定する他の車両又は歩行者を確認するための鏡をいう。

## (道路反射鏡設置の基準等)

第3条 道路反射鏡は、次の各号のいずれかの基準に該当するときに、市が予算の範囲内で設置するものとする。

- (1) 信号機及び中央線の無い湾曲部又は屈曲部において、車両が安全に走行するために必要な直接目視により見通すことができる距離（以下「見通し距離」という。）が確保できないと認められるとき
  - (2) 信号機が設置されていない交差点において、他の道路との交差箇所の隅切りが3メートル未満かつ当該道路の隣接地に構造物があり、見通し距離が確保できないと認められるとき
  - (3) 袋状道路（道路の一端のみが他の道路に接続した道路であって、その奥行が35メートルを超え、かつ、当該道路に接する建築物の戸数が5戸以上であるものをいう。）と他の道路との接道部において、見通し距離が確保できないと認められるとき
  - (4) 公共施設の出入口であるとき
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、見通し距離の確保が困難と認められるとき
- 2 道路反射鏡を設置する場所は、原則として公道とする。ただし、安全対策上、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、前項の規定により道路反射鏡を設置するときは、当該道路を管理する者から占用の許可を得なければならない。

## (道路反射鏡設置の申出)

第4条 道路反射鏡の設置を希望する自治会の会長（以下「自治会長」という。）は、道路反射

鏡設置申出書（別記様式第1号）により、市長に設置の申し出をしなければならない。

- 2 自治会長は、道路反射鏡の設置を希望する場所が私有地であるときは、前項の申出書に道路反射鏡設置承諾書（別記様式第2号）を添付しなければならない。

（道路反射鏡設置の決定）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申出があったときは、その適否を審査し、道路反射鏡設置決定（非該当）通知書（別記様式第3号）により当該申出のあった自治会長に通知するものとする。

（道路反射鏡の修繕等）

第6条 道路反射鏡の修繕、移動又は撤去（以下「修繕等」という。）を希望する自治会長は、道路反射鏡修繕等申出書（別記様式第4号）により市長に申し出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申出があったときは、その適否を審査し、道路反射鏡修繕等決定（非該当）通知書（別記様式第5号）により当該申出のあった自治会長に通知するものとする。
- 3 道路反射鏡の修繕等に係る費用は、原則として市が負担するものとする。
- 4 市は、道路環境の変化等により、道路反射鏡が第3条第1項に規定する設置基準に該当しないと認めるときは、当該道路反射鏡を撤去することができる。

（道路反射鏡の寄附）

第7条 道路反射鏡を所有する者で、当該道路反射鏡を市に寄附することを希望する者は、道路反射鏡寄附申出書（別記様式第6号）により市長に申出を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申出があったときは、第3条第1項各号に定める基準により、その適否を審査し、道路反射鏡寄附受理（不受理）決定通知書（別記様式第7号）により当該申出のあった者に通知するものとする。

（道路反射鏡管理台帳の作成）

第8条 市長は、道路反射鏡管理台帳を備え、道路反射鏡の新設日及び修繕等の履歴並びに整理番号、自治会名、所在その他必要な事項を記録し、管理しなければならない。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

道路反射鏡設置申出書

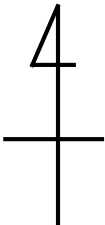
年 月 日

那須烏山市長 宛て

申請者 自治会名

自治会長名

那須烏山市道路反射鏡設置及び管理規程第4条第1項の規定により、次のとおり道路反射鏡の設置を申し出ます。

設置希望場所	那須烏山市	
道路反射鏡の種類 (どちらかを○で囲む)	一面鏡 ・ 二面鏡	
現場立会い (どちらかを○で囲む)	必要 ・ 不要	
現場立会者 (現場立会いを必要とした場合は、御記入下さい)	<input type="checkbox"/> 上記申請代表者に同じ	
	住 所	
	氏 名	
	電 話	( )
設置場所の略図（住宅地図等に記入し、添付いただいても結構です。）		
		

備 考	設置を希望する場所が私有地であるときは、土地の所有者の承諾が必要となりますので、「道路反射鏡設置承諾書」(別記様式第2号)を添付してください。
-----	---

道路反射鏡設置承諾書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

住 所

氏 名

印

連絡先

次の所有地に、道路反射鏡を設置することについて承諾いたします。

1 土地の所在地

那須烏山市

2 承諾内容

- (1) 当該土地を道路反射鏡の設置場所として使用するに当たり、使用料は、無償とする。
- (2) 使用期間は、道路反射鏡を必要とする期間とし、将来的な当該土地の改良等の事情により撤去の必要が生じたときは、市が速やかに撤去し、原状に復することとする。
- (3) (2)の事由における撤去費用については、全額市が負担することとする。

道路反射鏡設置決定（非該当）通知書

那須烏山 第 号

年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付で申出のあった道路反射鏡の新設については、次のとおり決定したので、那須烏山市道路反射鏡設置及び管理規程第5条の規定により通知します。

決 定 結 果	<input type="checkbox"/> 設 置 <input type="checkbox"/> 設置しない
設置しない場合は、その理由	

（教示）

1 審査請求について

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

上記1の審査請求のほか、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくな

ります。



道路反射鏡修繕等申出書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

自治会名

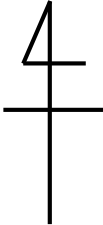
自治会長

次のとおり道路反射鏡の（修繕・移動・撤去）をしたいので、那須烏山市道路反射鏡設置及び管理規程第6条第1項の規定により申し出ます。

1 修繕

道路反射鏡の整理番号	
修繕を希望する理由	

2 移動

道路反射鏡の整理番号	
移動を希望する理由	
希望する移動場所	
設置場所の略図（住宅地図等に記入し、添付いただいても結構です。） <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  </div>	

3 撤去

道路反射鏡の整理番号	
撤去を希望する理由	

道路反射鏡修繕等決定（非該当）通知書

那烏指令 第 号  
年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付で申出のあった道路反射鏡の修繕等については、次のとおり決定したので、那須烏山市道路反射鏡設置及び管理規程第6条第2項の規定により通知します。

1 （修繕・移動・撤去）をする道路反射鏡

道路反射鏡の整理番号	
------------	--

2 （修繕・移動・撤去）をしない道路反射鏡

道路反射鏡の整理番号	
------------	--

（修繕・移動・撤去）をしない理由

--

（教示）

1 審査請求について

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

上記1の審査請求のほか、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

道路反射鏡寄附申出書

年 月 日

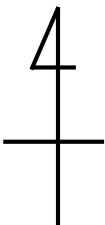
那須烏山市長 宛て

申請者 氏 名

住 所

連絡先

那須烏山市道路反射鏡設置及び管理規程第7条第1項の規定により、次のとおり道路反射鏡の寄附を申し出ます。

設置場所	那須烏山市
道路反射鏡の種類 (どちらかを○で囲む)	一面鏡 ・ 二面鏡
設置場所の略図（住宅地図等に記入し、添付いただいても結構です。）	
	

【寄付に当たっての承諾事項】

道路反射鏡の寄附に当たり、次の事項について承諾いたします。

- (1) 当該土地を道路反射鏡の設置場所として使用するに当たり、使用料は、無償とする。
- (2) 使用期間は、道路反射鏡を必要とする期間とし、将来的な当該土地の改良等の事情により撤去の必要が生じたときは、市が速やかに撤去し、原状に復することとする。
- (3) (2)の事由における撤去費用については、全額市が負担することとする。

署 名

印

別記様式第7号（第7条関係）

道路反射鏡寄附受理（不受理）決定通知書

那烏指令 第 号  
年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付けで申出のあった道路反射鏡の寄附については、次のとおり決定したので、那須烏山市道路反射鏡設置及び管理規程第7条第2項の規定により通知します。

決 定 結 果	<input type="checkbox"/> 受 理 <input type="checkbox"/> 不受理
不受理の場合は、 その理由	